

2020年2月20日

Japan tax alert

EY 税理士法人

令和2年3月期決算に おける税務上のポイント ～デフレ脱却・経済再生の推進を 税制面で後押し～

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから
入手可能です。

[http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/
International-Tax/Tax-alert-library%23date](http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date)

エグゼクティブサマリー

今年も3月決算法人の決算期末が近づいてきました。日本経済の持続的な成長経路を実現するためには潜在成長率の引き上げが重要という認識のもと、最優先に取り組むべき課題を「生産性革命」と「人づくり革命」と位置づけ、令和元年度の税制改正では、イノベーション推進のための研究開発を後押しするとともに、企業が収益の拡大を賃金上昇・雇用拡大や設備投資の増加につなげるための改正が行われています。

また、令和2年3月期の決算においては、上記の改正の他、令和元年度以前に改正された項目のうち当年度から適用されるものにも留意が必要です。

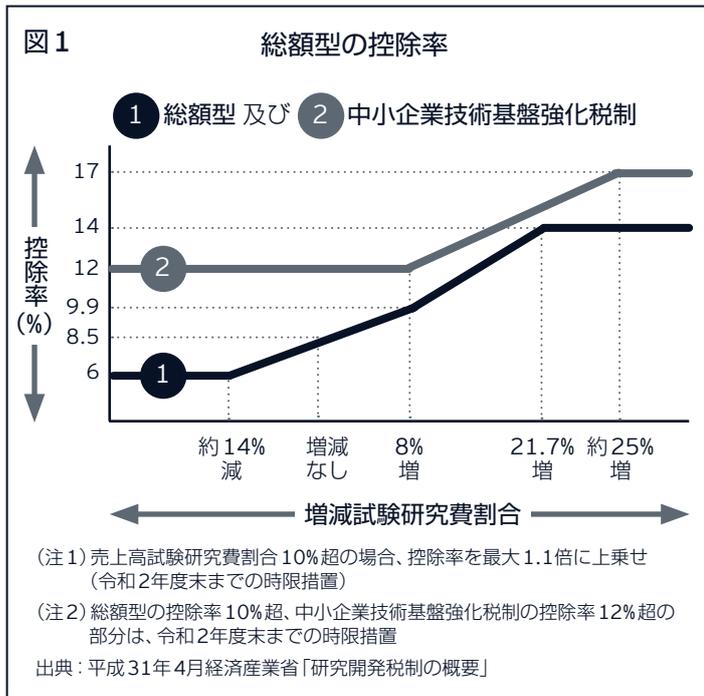
本アラートでは、令和2年3月期に適用される税制改正のうち、主要な項目にポイントを絞って解説します。

1. 研究開発税制の改正

企業が行う研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促すために、平成31年4月1日以後に開始する事業年度の試験研究費の税額控除制度について、次の改正が行われています。

(1) 総額型にかかる税額控除割合のカーブの見直し

過去の試験研究費の額と当期の試験研究費の額を比較して算出される総額型の税額控除割合について、試験研究費の増加インセンティブをいっそう強化するため、カーブの傾きが大きくなりました(<図1>参照)。



(2) 特別試験研究費(オープンイノベーション型)の税額控除割合及び税額控除上限の引上げ

大学等との共同研究や委託研究を行った場合の、いわゆるオープンイノベーション型の税額控除について、対象となる特別試験研究費の追加及び区分の変更、そして税額控除上限の引き上げ(5%から10%へ)が行われています(<図2>参照)。

図2 オープンイノベーション型の区分と控除率

	対象となる相手先	控除率 (%)
共同試験研究 又は 委託試験研究	① 特別研究機関等、大学等	30
	② 研究開発型ベンチャー*	25
	③ 中小企業者、公益法人・地公体の機関・地方独法等	20
	④ その他の者(民間企業等)*	20
	⑤ 技術研究組合	20
知的財産権の使用料	中小企業者	20

* 委託研究については、基礎・応用研究または知財利用を目的とした研究開発に限られ、単なる外注等は除かれる

出典：経済産業省「平成31年度(2019年度)経済産業関係 税制改正について」

(3) その他の改正

前記以外に、次の項目も改正されています。

- ① 一定のベンチャー企業の総額型について、税額控除上限を25%から40%に引き上げ
- ② 高水準型の税額控除を廃止した上で総額型への統合
- ③ 組織再編があった場合の比較試験研究費の額等の調整計算の適正化
- ④ 特別試験研究費の額となる人件費の明確化

2. 業績連動給与の適正手続き要件の見直し

役員に対して支給する業績連動給与が損金の額に算入されるための適正手続き要件について、図3の改正が行われています。

図3 業績連動給与 適正手続き要件

	改正前		改正後
監査役会設置会社 ・ 監査等委員会設置会社	① 株主総会の決議による決定	→	① 変更なし
	② 報酬諮問委員会の諮問等を経た取締役会決議による決定 ※業務執行役員等が委員である場合は不可	見直し →	② 独立社外役員が委員の過半数であることや委員の独立社外役員全員の賛成等に見直し ※業務執行役員による委員就任可
	③ 監査役会設置会社における監査役の過半数の適正書面を得た上での取締役会決議による決定・監査等委員会設置会社において監査等委員である取締役の過半数が賛成をしている場合における取締役会の決議による決定	除外 →	③ -
指名委員会等設置会社	報酬委員会による決定 ※業務執行役員等が委員である場合は不可	見直し →	独立社外役員が委員の過半数であることや委員の独立社外役員全員の賛成等に見直し ※業務執行役員による委員就任可

出典：経済産業省「平成31年度（2019年度）経済産業関係 税制改正について」

なお、本改正は平成31年4月1日以後に終了する手続きに係る給与について適用されますが、令和2年3月31日以前に終了する手続きに係る給与については、経過措置により改正前の規定を適用することができます。

3. 外国子会社合算税制の見直し

平成29年度の税制改正で大幅な見直しが行われた外国子会社合算税制について、その適用時期は、外国関係会社の平成30年4月1日以後開始事業年度とされています。3月決算の日本親法人にあっては、原則として令和2年3月期の申告から改正後の外国子会社合算税制が適用されることとなります。

改正前は外国関係会社の租税負担割合が20%以上であれば、ペーパーカンパニー等であっても本制度が適用されませんでした。改正後は、租税負担割合が30%未満のペーパーカンパニー等は適用対象とされます。また、租税負担割合が20%未満で、かつ、経済活動基準を満たす外国関係会社においても、利子・配当・使用料等の受動的所得の範囲が拡大されています。

その他、申告書への添付書類や資料の保存などについても改正が行われています。

4. 日米租税条約の改正

日米租税条約の改正によって、令和元年11月1日以後に支払われる利子に係る源泉税率が10%から免税へと軽減されるとともに、親子間配当の免税要件が緩和されました。

日米企業間で支払われる利子又は配当がある場合には、源泉税の免税適用が可能か確認する必要があります。また日本企業が米国企業から受け取る利子について米国側で源泉徴収されている場合には、日本側で外国税額控除の適用が可能か（損金算入処理すべきか）慎重に検討する必要があります。

5. みなし大企業の範囲の見直し

租税特別措置法の中小企業者から除外されるみなし大企業の範囲に見直しが行われました。改正前は大規模法人を親法人とする子法人のみがみなし大企業に該当することとされていましたが、改正後は、大規模法人を親法人とする100%グループ内の子法人、孫法人、曾孫法人等がみなし大企業に該当し、中小企業者向けの租税特別措置の適用を受けることが出来なくなりました。

6. 中小企業向け税制の適用除外事業者

その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人については、中小企業向け租税特別措置（研究開発税制のうち中小企業技術基盤強化税制など）の適用ができません。なお、この制度は平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

7. 消費増税対応

令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられるとともに、仕入税額控除の適用にあたっては区分記載請求書等の保存が必要となりました。これに伴い、消費税申告書の様式が改正され、異なる税率ごとに課税売上及び課税仕入れの額を集計して記載することが必要となります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200220

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp